

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年1月1日まで

A事業所に入社した平成2年7月から同年12月までの6か月間の年金記録がないことが「ねんきん特別便」で判明した。保存していた給与明細書を確認したところ、2年11月と同年12月の厚生年金保険料は給与から控除されているので、この期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A事業所に平成2年7月から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

昭和58年にA事業所設立の業務に従事した後、59年4月1日にB事業所に復帰した。B事業所に就職してから1日の途切れもなく勤務していたはずである。資格喪失日が59年4月1日ではなく同年3月31日とされ、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白ができていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る転勤辞令発令（「社報」に掲載されたもの）、雇用保険の記録及び事業所への照会結果などから、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和58年4月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで
昭和36年4月ごろ、母と妹と一緒に市役所本庁か区役所に行き、私が国民年金の加入手続をした。保険料納付についても、母や妹が同行し市役所本庁か区役所で納付(体調が悪くて私自身が行けない時は母が納付)していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続をし、申立人又はその母が保険料を納付していたとする市及びその後転居した市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立人が国民年金の被保険者となっていない申立期間について、上記の市(区役所)が国民年金保険料を収納するとは考え難い。

また、国民年金保険料の納付場所や納付金額等の納付状況に係る申立人の記憶には不明な点が見受けられる上、申立人の母は既に死亡しているとともに、申立人の加入手続及び保険料納付に同行したとする申立人の妹の記憶も曖昧であり、申立期間における申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確でない。

さらに、申立期間について、申立人及びその母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から53年3月まで

昭和52年6月に結婚したのを契機に、^{しゅうとめ} 姑と母親から「国民年金に加入しないと老後は苦労しますよ」と言われ、夫、姑と一緒に市役所の国民年金課で国民年金の加入手続をした。その際、10年前までさかのぼって保険料を納付できることをあらかじめ聞いていたので、20歳までさかのぼった期間の保険料を市役所の窓口で一括して納付したのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が結婚した昭和52年6月当時は国民年金保険料の特例納付の実施時期となっておらず、申立期間のうち申立人が20歳に達した44年8月から50年3月までは、申立人が国民年金保険料を一括して納付したとする52年6月時点では、時効により納付することができない期間である上、申立人が当時居住していた市の窓口では特例納付に係る保険料の取扱いは行っておらず、申立内容には不自然さが見受けられる。

また、申立人は、「一括して納付した保険料の金額は10万円以上であった」と主張しているが、申立期間の国民年金保険料を特例納付することが可能であった昭和53年7月の時点で20歳までさかのぼって特例納付したと仮定しても、その保険料額は32万円となり、申立人が主張する保険料額とも相違する。

さらに、国民年金保険料の特例納付があった場合、本来作成されるべき特殊台帳が無い。

加えて、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が複数有り、申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 12 月まで

昭和 33 年 4 月に大学（短期大学部）を卒業して実家に帰り、父の経営するA事業所に入社し、35 年 12 月まで働いた。会社は当時、衣料品、家具、主婦の店など多角経営をして地元では有名な事業所であり、取引先の社長からも信頼されて、事業を拡張していくために副社長（亡母）とも協力して支店を出すために頑張った。今は給与明細書等は持っていないが、保険料は給料から控除されていた。当時の同僚が年金を受給しているのに、私だけがもらえないのが不思議です。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとする4名の元同僚のうち2名については、当該事業所において厚生年金保険に加入していない上、申立人が「副社長（亡母）とも協力して支店を出すために頑張りました。」と述べている申立人の亡母についても申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人の元同僚から聴取しても、申立人が勤務していたことは記憶しているが、具体的な業務内容や勤務形態については記憶していないとする上、当該事業所から人事記録等申立てに関する資料の提出が得られない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 3 月 3 日から 33 年 2 月 1 日まで
②昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 32 年 3 月に高校を卒業したが、就職が決まっていなかったため、親戚が経営していた A 事業所にお世話になった。従兄弟と住み込みで働いた記憶がある。

申立期間②については、B 事業所に営業要員として住み込みで働いていた。見習期間中であった昭和 34 年 1 月に社長の奥さんの計らいで成人式に出席させてもらったことを覚えているので、34 年に在籍していたことは確かである。見習期間が終わった後は、寒い冬もバイクに乗って営業活動をしていた。元同僚も、私の勤務期間がたった 4 か月ということはありません、もっと長くいたはずだと言っている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務した期間は不明であるが、申立人が当時一緒に住み込みで働いていたとする申立人の従兄弟は、申立期間当時（昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで）、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が有ることから、申立人が申立期間当時に A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と一緒に勤務していた従兄弟も既に死亡している上、A 事業所において厚生年金保険の加入記録の有る元同僚 3 人も死亡していたり、連絡先が不明であり、申立期間当時における申立人の保険料控除等の状況に関する証言が得られない。

また、申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料を保管しておらず、人事記録等申立てに関する資料が確認できない。

さらに、申立人は、勤務期間、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、健康保険被保険者証を受け取った記憶は無いとするなど、申立人の供述に不自然さがうかがわれる。

なお、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、勤務した期間は不明であるが、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時に B 事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時、B 事業所に見習いとして勤務していたとして、申立人が名前を挙げた元同僚も入社してから 2 か月後に厚生年金保険の被保険者となっており、当該事業所では必ずしも入社と同時に従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがわかる。

また、申立人の元同僚からは、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について具体的な証言は得られない。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は、当時の人事記録等を保管しておらず、申立てに係る事実を確認できない。

なお、社会保険事務所が保管する B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 10 日から 32 年 9 月 1 日まで

私はA事業所に昭和 29 年 3 月に入社し、32 年 8 月末に結婚するために退社した。この期間を年金額に加算してもらえと思い社会保険事務所で相談したところ、当該期間については脱退手当金が支払われているとの回答を受けた。退職時に失業保険については説明があったが、脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金も受け取っていないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 10 月 30 日に支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない

また、当時は、国民年金制度創設前であり、厚生年金保険被保険者期間が 20 年以上無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 43 年 10 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 27 年 9 月から 28 年 5 月まで
③ 昭和 28 年 9 月から 29 年 5 月まで
④ 昭和 30 年 9 月から 31 年 5 月まで
⑤ 昭和 31 年 9 月から 32 年 5 月まで
⑥ 昭和 32 年 9 月から 33 年 5 月まで

私は、中学校卒業後、昭和 27 年 4 月から 35 年 5 月まで A 事業所に勤務していたが、A 事業所はかまぼこの製造会社であり、一年間のうち 6 月から 8 月までの夏の期間は、冷蔵庫が無かったため休業しており、このため従業員は 5 月にいったん退職し、9 月に再入社するという雇用形態であった。夏場（6 月から 8 月まで）を除いた期間については、毎年同じように勤務しており、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、A 事業所は、申立期間①から⑥までにおいて、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 事業所は、「当社は、昭和 27 年当時は社会保険の適用事業所となっておらず、36 年までは個人経営だったので、経営状況等から社会保険の適用事業所ではなかった時期があったかもしれない。また、当時は、臨時、短時間労働者は、夏場の 3 か月間はいったん退職させて、秋に再雇用するという雇用形態だった。」と回答しているところ、同事業所の従業員のすべてについて、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認でき、申立人も同様に、厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。